



地域(亀山市)と連携の取れた三重県づくり

三重県議会議員 長田たかひさ

県政レポート

2022年1月
No.52



事務所
〒519-0124 亀山市東御幸町233-2
TEL 0595-82-8700 FAX 0595-82-8775
ホームページ <http://www.enjoy-nagata.jp/>

所属委員会等
●戦略企画雇用経済常任委員会(戦略企画部、雇用経済部、出納局、議会事務局、監査委員、人事委員会、労働委員会の所管及びこれに関連すること)
●予算決算常任委員会 理事
●議会運営委員会 委員
●四日市港管理組合 組合議員

◇皆様のご意見をお聞かせ下さい◇

令和3年度本会議(11月～12月)から

12月補正予算(その3) 新型コロナウイルス感染症対策事業

- ①感染拡大傾向時における一般検査の無料化 7億2000万円
知事が特措法に基づき、感染に不安を感じる県民に検査の受検を協力要請した場合に行う検査を無料で実施する。
 - ②「ワクチン・検査パッケージ制度」(※1)等に伴う検査の無料化 23億7000万円
「ワクチン・検査パッケージ制度」において、健康上の理由でワクチン接種を受けられない方と12歳未満のお子さんが、飲食、イベント、旅行等で行動制限の緩和を受けるために必要となる検査を無料で実施する。
- 参考 ③新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた無料PCR検査事業も昨年10月から行われています。尚、12月より帰省を予定されている方、事業所・施設単位(10名以上)でも申し込めるようになりました。

対象者	対象となる感染拡大状況	費用	検査方法	申込先	事業主体
無症状者	ワクチン接種の有無や年齢は問わない	無料	対面	事業者登録された薬局・医療機関等	三重県(①) (～R4.3.31)
	感染状況は問わない	有料 (保険適用外)	対面、非対面	医療機関・民間検査機関等	民間
	感染状況は問わない	無料	対面不要	三重県無料PCR検査事業事務局ホームページ(※3)	三重県(③) (～R4.2.10) ※県独自
健康上の理由でワクチン接種を受けられない方と12歳未満のお子さん	緊急事態措置まん延防止等重点措置等(「ワクチン・検査パッケージ制度」適用した場合)	無料 (～R4.3.31)	対面	事業者登録された薬局・医療機関等	三重県(②) (～R4.3.31)
	感染状況は問わない(民間による自主的取組適用した場合(※4))				
感染可能期間に陽性者と接触歴がある人のうち、保健所等で検査対象外となった亀山市在住の人	感染状況は問わない	無料	対面不要	亀山市役所長寿健康課健康づくりグループ(TEL:84-3336)	亀山市 (～R4.3.31) ※市独自

- ※1 「ワクチン・検査パッケージ制度」とは、飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者・入場者等の利用者のワクチン接種歴または検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される様々な行動制限を緩和する制度
- ※2 「特措法24条9項」とは、都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。
- ※3 三重県無料PCR検査事業事務局ホームページ
【個人申込の場合】 <http://www.mwt-mice.com/events/miepcrtest>
【事業所・施設単位の申込の場合】 <http://www.mwt-mice.com/events/miepcrtest-office>
- ※4 民間の飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者・入場者等の利用者のワクチン接種歴または検査結果の陰性のいずれかを確認する自主的な取組により、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減させる対策をとる場合



個人申込



事業所・施設単位の申込

Information 安全運転管理者による運転者の運転前後のアルコールチェック義務化

令和4年4月より安全運転管理者による運転者の運転前後のアルコールチェックが「義務化」されます。

- 令和4年4月1日施行
 - 運転前後の運転者の状態を目視等で確認
 - 運転者の酒気帯びの有無を確認すること
 - 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること

- 令和4年10月1日施行
 - 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器※を用いて行うこと
 - ※呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器
 - アルコール検知器を常時有効に保持すること

乗車定員が11人以上の自動車1台以上または、その他の自動車5台以上(自動二輪車(原動機自転車を除く)は1台を0.5台として計算)の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として安全運転管理者の選任を行わなければなりません。